

鳥取県における 原子力防災に関する取組 (平成29年度)

平成30年3月27日(火)

- 1 広域避難（一時移転）の実施要領**
- 2 モニタリング体制の整備**
- 3 原子力防災訓練**
- 4 放射線防護対策の実施**
- 5 安定ヨウ素剤の備蓄等**
- 6 原子力災害時の医療体制**
- 7 避難退域時検査及び避難支援ポイント**
- 8 住民等への普及啓発**
- 9 平成30年度の実践**

1 広域避難（一時移転）の実施要領

避難経路の確保

- 道路管理者(国、市町村、NEXCO西日本等)や警察と連携し、道路状況の確認及び避難経路の確保を行います。
- 国道431号は津波に影響を受けることが想定されており、早期に使用可能であるか確認し、使用が可能な場合は避難車両の誘導を行います。
- 西部エリアの避難誘導等を円滑に行うため、琴浦大山警察署(琴浦町)に常設の実動機関現地合同調整所を設置しました。

※避難元から避難先までの避難について、地区ごとに一時集結所、避難経路等を具体的にマッチングしています。



琴浦大山警察署への実動機関現地合同調整所の常設

全般避難方向(3)



平成29年5月22日 開署
 平成29年8月9日 船舶訓練に合わせて実動調整システムの訓練を実施

